



# 1月の事務連絡



共助会のホームページ

千葉県共助会

検索

新年、明けましておめでとうございます。

本年も、共助会の事業運営について皆様方のご理解、ご協力を  
よろしくお願い致します。

## ～オミクロン株感染急拡大のため、～

3月14日予定の

- 長期在籍会員顕彰式は、中止します。

顕彰状と記念品を3月中にお送りします。



- 臨時総会は、

皆様方を招集することせず、委任状を提出して頂くことにより、  
議決に参加して頂きます。

## ～事務手続きについて～

- 令和4年1月分の掛金等請求に関する訂正期限：令和4年1月20日(木)

※訂正期限を過ぎると、当月分の訂正は出来ません。

- 1月分の掛金引落日：令和4年1月31日(月)

- 1月分の掛金振込期日：令和4年1月31日(月)

- 令和3年12月分の貸付金返済の引落日：令和4年2月7日(月)

※利用者が退職する場合、前もって共助会事務局にご連絡下さい。

- 2月分の届出締切日：令和4年2月10日(木)午後3時まで(原本で)



裏面に【注意事項】を掲載しましたので、必ずご確認ください。⇒⇒

## 【注意事項】

### ～届出書類について～

1. 現在、各種届出書類は、法人・施設様から共助会へ毎月 10 日の午後 3 時を締切日として原本で提出をお願いしております。
2. 書類は共助会への到着が締切日を過ぎた場合、翌月の処理とさせて頂いております。
3. 『新規加入届』は、年度を超えての遡及処理を行っておりません。

**令和 3 年度中の届出もれがないか、  
再度確認をお願いします。**

共助会は、これからも加入者の皆様方の実情に沿うよう対応して参ります。  
皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### ～生活資金貸付制度のご利用について～

今月は、生活資金借入中の方の在籍施設にのみ、「貸付金請求一覧表」を別送します。

施設から生活資金を借入している方に、必ず状況をお知らせ下さい。